

泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託仕様書

1. 件名

泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託

2. 事業の目的

本事業は、本市の小学校において、小学校の施設を活用し、子ども達が安全・安心な場所で活動できる機会を提供する放課後子ども教室に地域の大人が参画できる手法を企画し、継続的に実施できる仕組み作りを行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 実施場所

泉大津市内各小学校（但し、実施校は3校とする。）

5. 業務委託内容

- ①放課後子ども教室の実施に向けた仕組みづくりの構築
 - ・小学校に対する現状ヒアリングやニーズ調査
 - ・全体スケジュール設計
 - ・放課後子ども教室運営のための子ども対応研修
 - ・放課後における地域人材を巻き込んだ体験プログラムの仕組みづくり・実施。但し、プログラムは各校につき、最低2回は実施すること。 等
- ②持続可能な活動に向けての広報・認知拡大
 - ・体験プログラムを実施する地域人材の情報交換・交流を目的とする会の実施
 - ・教育活動に携わる市民に向けた放課後活動・体験活動の価値発信 等

6. 特記事項

- (1)本業務の対象者は、本事業の支援を望む小学校の全校児童とする。
- (2)本事業で使用する資料や物品、備品については、受託者が負担する。
- (3)実施先小学校の選定および使用する会場の手配は、委託者、受託者が共同で行う。
- (4)受託者は、本プログラムの実施にあたり、プログラム講師業務を外部講師へ再委託することができる。
- (5)本プログラムで外部講師が使用する成果物に著作物が含まれる場合、当該著作物に係る著作権（著作権法第27条および28条に規定する権利を含む）は、当該外部講師に留保されるものとする。

- (6)受託者は、本プログラムにおいて撮影した写真や動画を、被写体（被写体が児童である場合にはその保護者）から得た許諾の範囲において使用することができる。
- (7)受託者は、参加者から得たアンケート結果を、参加者の個人情報が特定できない形において使用することができる。
- (8)天災地変、疫病の流行、その他自然的または人為的事象による不測の事態の発生等、委託者及び受託者、双方の責に帰することができない事由により、委任業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときは、本契約の違反とせず、その責を負わないものし、その後の必要な措置について協議し定めるものとする。

7. 業務実施に関する基本的な事項

- (1) 文部科学省及び厚生労働省が定める「新・放課後子どもプラン」（30文科生第396号 子発0914第1号 平成30年9月14日）における「放課後子ども教室」の目的及び内容を十分理解し、児童の健全育成や安全確保を図るとともに、その保護者が安心して通わせることのできるよう配慮して運営を行うこと。
- (2) 児童の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うこと。
- (3) 児童及び保護者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うこと。
- (4) 市、小学校、地域及び関係機関との連携を図り、適切に運営すること。
- (5) 保護者との連絡・連携を図り、適切に運営すること。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、適切に対応すること。
- (7) 守秘義務、個人情報の保護を遵守すること。

8. 苦情等の対応

業務の運営に関する苦情等を受けた場合は、必要に応じて誠意を持って適切な対応に努め、解決を図ること。また、その処理状況を速やかに市に報告すること。

9. 保険等の加入

業務に起因して財物又は児童や保護者等に損害を与え、損害賠償責任を負う場合の補償のため、賠償責任保険に加入すること。

10. 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務が完了した後に支払うものとする。なお、受託者は、適法な請求書をもって委託者に請求するものとし、委託者は受託者から請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

11. その他

この仕様書に記述されていない事項については、委託者と協議の上、具体的な内容を決定

するものとする。